

# 芳賀南小学校いじめ防止基本方針

芳賀町立芳賀南小学校

本校では、全ての教職員が、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

本基本方針には「芳賀南小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット、SNSを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～いじめ防止対策推進法の定義より～

## 2 いじめ防止の基本理念

～芳賀町いじめ防止基本方針より～

**いじめはしない、させない、絶対に許さない！**

## 3 いじめに対する基本認識

いじめは決して許されない  
どの子供にもどの学校においても起こりうる  
未然防止のため組織的に対応する

## 4 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ対策委員会を定期開催します。また、いじめを把握したときは随時開催します。定期的に児童指導部会を開催し、未然防止、早期発見に努めます。
- (2) いじめ対策委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、「芳賀南小学校いじめ防止基本方針」を始めとした学校の取組が実行あるものとなるよう改善を図ります。
- (3) いじめ対策委員会は、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけ実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

## 5 いじめの未然防止に向けて

- (1) 学校教育活動全体を通して、児童一人一人に「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、学業指導の充実に努めます。
- (3) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (4) インターネットやSNSのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 6 いじめの早期発見に向けて

- (1) 資料「いじめられている子のサイン」を活用して、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- (2) 定期的なアンケート調査、教育相談、日記指導等により、児童からのいじめに係わる細かな情報を収集します。
- (3) 家庭訪問、連絡帳、電話連絡、個人懇談等により、保護者との情報共有に努めます。
- (4) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (5) 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

## 7 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- (5) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 8 重大事態の対応に向けて

- (1) 重大事態が発生した場合には、芳賀町教育委員会に報告します。
- (2) 重大事態が発生した場合には、本校の「いじめ対策委員会」は、芳賀町教育委員会の調査委員会と連携しながら学校組織をあげて対処します。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、真岡警察署と連携してこれに対処します。
- (4) 全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼します。